

トラブルが起きたときは？

「生命保険相談所」にご相談ください

生命保険会社との間でトラブルが生じ、交渉しても解決せず困った場合は、生命保険協会の「**生命保険相談所**」にご相談ください。

解決しない場合「裁定審査会」に申し立てることができます

生命保険相談所に苦情を申し出、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合は、「**裁定審査会**」に申し立てることができます。

*「裁定審査会」は、生命保険相談所の中にあり、中立・公正な立場から裁定（紛争解決支援）を行います



生命保険についての相談・苦情の連絡先

生命保険協会「生命保険相談所」（相談・苦情）

電話 **03-3286-2648**

受付 9時～17時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

文書・来訪 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 *来訪は要予約



→全国53カ所に生命保険相談所の連絡所を設置しています

<http://www.seiho.or.jp/>

今だから聞きたい! 生命保険 便利帳

【発行】生命保険協会
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 / 代表電話：03-3286-2624

【発行日】2014年3月発行



「今だから聞きたい! 生命保険 便利帳」は、色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作られています。



印刷には、
ベジタブルインキを
使用しています。

<再生紙使用>